

資産課税

資産課税においては、令和3年度税制改正大綱から検討課題に掲げられていた相続税と贈与税を一体に捉えて課税する制度について、相続時精算課税制度と暦年課税制度の両方で改正が行われることになりました。

相続時精算課税制度の見直し:減税

適用期日等：令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税

- 相続時精算課税適用者が贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除2,500万円とは別途に、課税価格から基礎控除110万円を控除できる

【相続時精算課税の計算方法】

{(贈与額-110万円※) -2,500万円} ×20%

※贈与額が年110万円以下の場合は、申告不要

さらに相続時の持戻計算の対象外

生前贈与加算の期間の延長:増税

適用期日等：令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税

- 相続財産に加算される生前贈与の期間を3年から7年に延長
- 延長される4年間（相続開始前3年超7年以内の期間）に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産に加算されない

一括贈与非課税措置の見直し【延長・強化】:増税

適用期日等：令和5年4月1日以後の贈与

- 教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し

1. 3年間の延長が行われる
2. 贈与者の教育資金の一括贈与の非課税について、未使用の管理残額のすべてが相続税の課税対象となっているが、死亡の日において受贈者が一定要件に該当する場合、相続税の課税

対象にならない。ただし、相続税の課税価格が5億円を超えるときは、要件に関わらず、管理残額のすべてが相続税の課税対象

【相続税の対象外となる受贈者の要件（いずれかに該当）】

- ①受贈者が23歳未満である場合
 - ②受贈者が学校等に在学している場合
 - ③受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
3. 教育資金契約の終了時に贈与税が課されるときは一般税率が適用

●結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し

- 1. 2年間の延長が行われる
- 2. 資金契約の終了時に贈与税が課されるときは一般税率が適用